

## 裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処分庁 伊丹市福祉事務所長

審査請求人が、平成30年8月28日付けで提起した処分庁による生活保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 審査請求人は、平成25年8月5日から生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を受けている。
- 2 平成25年10月18日、審査請求人が同月1日から社会福祉法人が運営するケアホームに入所したことに伴い、処分庁（伊丹市福祉事務所長）は、住宅扶助費の同月の支給額を4万2500円から4万円に2500円減額する変更決定処分を行い、同月18日付けで審査請求人に通知した。
- 3 平成30年4月4日、処分庁は、審査請求人が前記2のケアホームへの入所に当たり伊丹市から特定障害者特別給付費として月額1万円を受給していることを確認し、同年5月以降の住宅扶助費の支給額を3万円とする変更決定処分を行い、同年4月6日付けで審査請求人に通知した。
- 4 平成30年5月28日、処分庁は、平成25年10月から平成30年4月までに支給した住宅扶助費について、当該期間に審査請求人に支給された特定障害者特別給付費の合計額に相当する55万円（以下「過支給分」という。）を返還額とする法第63条に基づく費用返還決定（以下「本件処分」という。）を行い、同年6月1日付けで審査請求人に通知した。
- 5 審査請求人は、審査庁（兵庫県知事）に対し、本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

- (1) 処分庁が、審査請求人の住宅扶助費の額について、5年間において55回にわたるチェックミスによる認定の誤り及び確認漏れを認めているにもかかわらず、法第63条の規定が、処分庁の事務の誤りにより不当に流出した生活保護費を回収して損害の回復を図るものと解釈されるということは、処分庁による住宅扶助費の決定額の過誤を全て審査請求人の負担に転嫁するものである。
- (2) 返還額の決定に当たり、損害の公平な分担という見地からの検討も不可欠であるにもかかわらず、処分庁が過支給分全額の返還を審査請求人に求めることは、社会通念に照らしても著しく妥当性を欠くものであり、当初より、過支給分の負担に関し、その全部又は一部を審査請求人に負担させることの可否について検討がなされていない。
- (3) 受給した生活保護費は、施設利用費の支払に充当し、手元に残ることもなく費消しており、処分庁も審査請求人に資力がないことを認知しているのだから、本件処分は違法であり、本件処分により過支給分全額を一律に返還することで、審査請求人は生活に困窮することになり、国民に保障される最低限度の生活が侵害されることとなる。

以上により、本件処分の取消しを求める。

### 2 処分庁の主張

審査請求人に資力があるにもかかわらず受けた保護金品である55万円より多い金額の返還を決定したわけではなく、控除すべき費用について検討せずに返還金額を決定したわけでもない。本件処分は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くとは認められず、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものではなく、手続上も適法、妥当なものである。

## 理由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法による保護は、生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するものであるところ（法第1条）、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされている（法第4条第1項）。
- (2) 法による保護の基準は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」ものとされており（法第8条第1項）、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」とされている（同条第2項）。そして、同条第1項の基準は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。本

件処分時の最終改正：平成 30 年厚生労働省告示第 167 号。以下「保護の基準」という。) によって定められている。

- (3) 法による保護のうち住宅扶助については、「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」に対して、住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとされている（法第 14 条）。
- (4) 被保護者は、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」ものとされている（法第 63 条）。
- (5) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務であり（法第 84 条の 5 及び別表第 3）、地方自治法第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。本件処分時の最終改正：平成 30 年 3 月 30 日付け厚生労働省発社援 0330 第 2 号）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知。本件処分時の最終改正：平成 30 年 4 月 10 日付け社援発 0410 第 9 号。以下「局長通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。本件処分時の最終改正：平成 30 年 3 月 30 日付け社援保発 0330 第 6 号）が発せられている（以下これらの通知をまとめて「処理基準」という。）。
- (6) 住宅扶助の対象となる住宅費の算定に当たり、家賃、間代、地代等については、「居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること」とされている（局長通知第 7 の 4 (1) ア）。
- (7) 法第 63 条に基づく費用返還の取扱いについては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還通知」という。）が示されており、同条に基づく費用返還については、「原則、全額を返還対象とすること」とされており、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」については一定範囲の額を返還額から控除して差し支えないものとされている（費用返還通知 1 (1)）。
- (8) 市町村は、共同生活援助に係る介護給付費等の支給決定を受けた障害者のうち被保護者である者等が、当該支給決定の有効期間内において、共同生活援助を行う住居に入居して、指定障害福祉サービス事業者から共同生活援助を受けたときは、これらの者に対し、当該共同生活援助を行う住居における居住に要した費用について、特定障害者特別給付費を支給するものとされている（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 34 条第 1 項）。

## 2 本件処分の妥当性

### (1) 本件処分に至る経緯等

本件処分は、審査請求人がケアホームに入所した平成 25 年 10 月から平成 30 年 4

月までに支給した住宅扶助費について、処分庁がその額を決定するに当たり、当該ケアホームの家賃から特定障害者特別給付費を控除した額とすべきであったにもかかわらず、誤って当該ケアホームの家賃に相当する額を支給し続け、その結果、審査請求人につき 55 万円の住宅扶助費の過支給が生じたことから行われたものであり、処分庁は法第 63 条の規定により過支給分全額の返還を審査請求人に求めていることから、次に掲げる点が争点となる。

・ 審査請求人が過支給分の支給を受けたことが法第 63 条の「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた」ことに該当するものであるかどうか（争点 1）

・ 処分庁が決定した返還額が妥当であるかどうか（争点 2）

### （2）争点 1について

ア 審査請求人は、前記審理関係人の主張の要旨 1 (1) のとおり、本件処分は処分庁による住宅扶助費の決定額の過誤を全て審査請求人の負担に転嫁するものであり、前記審理関係人の要旨 1 (3) のとおり、審査請求人が受領した生活保護費を施設利用費の支払により費消して資力がないことを処分庁も認知しているのであるから、本件処分は違法であると主張する。

イ この点、大阪地方裁判所平成 30 年 4 月 20 日付け判決は、「保護の実施機関等が、当該被保護者の需要の測定に用いるべき保護基準を誤った結果、当該需要を過大に測定し、当該被保護者に対し、本来用いるべき保護基準によればするべきであった保護費の支弁の程度を超過した保護費の支弁をした場合」についても、「当該被保護者は、当該超過に係る保護費の支弁に対応して受けた保護金品の限度では、本来は支弁されるべきでなかった保護費の支弁がされ、これに対応する保護金品を受けたことにより、「資力がある」と評価され得る」として、法第 63 条の「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するものと解するのが相当である旨判示している。さらに、法を逐条解説した文献においても、「急迫の場合等」の「等」について「調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤つて、不当に高額の決定をした場合等である」と解釈されている（厚生省社会保護課長小山進次郎著「生活保護法の解釈と運用」中央社会福祉協議会刊）。

ウ 前記 1 (2) のとおり、法による保護の程度は、保護の基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものであること（法第 8 条第 1 項）、及び前記イの裁判例等を踏まえると、審査請求人は、本来支給されるべきであった 3 万円を超える住宅扶助費の支給を受けたのであるがら、受領した生活保護費が既に費消されている旨の審査請求人が主張するような事情があったとしても、法第 63 条の「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するものと解するのが相当である。

### （3）争点 2について

ア 審査請求人は、前記審理関係人の主張の要旨 1 (2) のとおり、返還額の決定に

当たり、損害の公平な分担という見地からの検討も不可欠であるにもかかわらず、処分庁が過支給分全額の返還を審査請求人に求めることは、社会通念に照らしても著しく妥当性を欠くものであり、当初より、過支給分の負担に関し、その全部又は一部を審査請求人に負担させることの可否について検討がなされていない旨主張する。

イ この点、法第 63 条は、被保護者が受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けてはおらず、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまり、返還すべき額の算定方法も具体的には定めていない。この趣旨について前掲大阪地方裁判所平成 30 年 4 月 20 日付け判決は、「保護費全額を返還させることにより、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反し、又はその自立を阻害することとなるおそれがある場合には、全額を返還させずに給付済みの保護費の範囲内において返還額を定めることができるものとした趣旨と解される」とし、法第 63 条に基づく「返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断をするから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限（法 28 条、29 条）を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているといべき」であると判示している。また、東京地方裁判所平成 29 年 2 月 1 日付け判決も同旨である。

これらの判決の判示を踏まえると、処分庁が本件処分を行うに当たり、審査請求人の資産や収入の状況等の諸事情につき調査等をする権限行使して、審査請求人の資産や収入状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、審査請求人の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を行い、その返還額を決定しないなければならないこととなる。

ウ 処分庁は、弁明書において、平成 30 年 5 月 15 日にケース検討会を開催し、「審査請求人が過大に受け取った住宅扶助費が盜難等不可抗力によって消失した事実ではなく、グループホームに居住しているため家屋補修費等は要さないこと、過支給分は慈善的金銭等ではないこと、自立更生費については、金銭管理を担っている審査請求人代理人から平成 30 年 4 月 4 日に「生活費等で無くなっている。」と聞き取っており、自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものとは認められない、との検討結果に至り」、過支給分全額の返還を決定した旨主張している。

しかし、処分庁が行ったこれらの検討は、専ら過支給された保護費の費消状態を確認するにとどまっており、当該検討において、前記イの裁判例が判示する審査請求人の健康状態や生活実態等の諸事情について調査した経過を確認することはできない。

エ よって、本件処分については、審査請求人の生活実態等の諸事情を十分に検討しないまま、法第 63 条に基づく返還額の決定がなされたことがうかがわれ、その点において合理性を欠くものであると言わざるを得ない。

(4) 前記(2)及び(3)のとおり、本件処分については、法第 63 条の規定により過支給

された住宅扶助費の返還を求めたことに違法又は不当な点は認められないが、返還額の決定に当たりその判断に合理性を欠く点があり、取り消されるべきものである。

なお、前記(3)イの裁判例で判示する健康状態や生活実態等の諸事情を処分庁が適切に把握するためには、審査請求人の協力が不可欠であり、処分庁と審査請求人の双方が協力して調査を進めるべきと考える。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年2月15日

兵庫県知事 齋藤元

